

大東市立泉小学校いじめ防止基本方針

2025年度

大東市立泉小学校

1. いじめ問題への対応方針

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

子どもたち一人ひとりが、「学校に来るのが楽しい。学校や教室にいると安心できる。学校に来ると賢くなれる。誰かの役に立っている。」と思えるなら、他者を排除する心理は少なくなりはないか。そのために全教職員が、普段から一人ひとりの児童を、多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立った教育活動に一致して取り組むことが重要である。

いじめは明らかな人権侵害であり、児童が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。また、どの子にも起こる可能性があり、加害者と被害者の立場が入れかわったり、加害・被害という二者関係だけでなく、傍観者や観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在などになり得るという問題でもある。本校でも、相手が嫌がっていると分かっているにもかかわらずあだ名で呼ぶ、遊びの仲間に入れてほしいというのに理由もなく「無理」と繰り返される、すれ違いざまに訳もなく叩かれる、SNSなどで特定の児童が嫌な書き込みをされる、仲良しと思われているグループの中で、相手をかえて些細な理由から誰か一人を仲間外れにする、というような事象が今までに生起している。

このような状況に対し、いじめられたと感じた本人が友だちや教職員に助けを求めたり、目立った暴力を伴う場合は、比較的早い段階で解決に向けて話し合ったりすることができる。一方教職員の見えないところで陰湿に行われるようないじめの場合は発見が遅れることが多い。自分がかげがえのない大切な存在として教職員から尊重されているという思いがないと、教職員にはなかなか相談しにくいものである。

また同じ児童の行為に気付いた場合でも、ある教職員はいじめと捉えるのに対し、別の教職員は遊びやふざけと捉えるといったことも起こりうる。教職員の温度差を取り払わなければ取り組みを行っていても結果は期待できないことになる。

いじめをなくすために全教職員の一致した姿勢が必要である。子どもたち自身に「いじめは許されないことである。自分は大事にされている。」という感情を醸成することで未然防止を図っていく。また、児童の些細な変化に気づき、事象が小さな芽の段階で対応できるよう、日頃から教職員どうしが児童の様子を話題にする場を持ち、一人の担任だけが児童を見るのではなく、複数の目で見るような意識と指導体制を構築する。いじめが疑われる場合は担任一人ではなく、学年・生活指導部・校内委員会を中心とした組織的な対応を行うことで、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

①名称・構成員

A：校内委員会（校長、教頭、教務、養護教諭、特別支援コーディネーター…生活指導部・通級担当）

B：企画会（校長、教頭、教務、三部会部長、学年主任、支援学級代表）

C：生活指導部会（生活指導部長・副部長、各学年生活指導担当）

D：三部会（研修部・保健体育部・生活指導部）

E：学年会（担任・生活指導担当を含む）

- | | | |
|------|-----------------------------|-----------------|
| ②役 割 | ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し | (企画会) |
| | ・いじめの未然防止のための取り組み | (学年会・三部会) |
| | ・いじめの対応 | (校内委員会・生指部・学年会) |
| | ・いじめに係る校内研修会の企画、運営 | (企画会) |

(3) 年間計画

	低学年	中学年	高学年	学校全体（大東市）
1 学 期	相談窓口周知 クラス目標の作成 学校生活の流れ 日直のしごと クラス・学年遊び 児童会行事 家庭訪問 （家庭での様子の把握） きょうだい学年交流 アンケート①の実施 学期末懇談	相談窓口周知 クラス目標の作成 日直のしごと 係活動 クラス・学年遊び 児童会行事 家庭訪問 （家庭での様子の把握） きょうだい学年交流 アンケート①の実施 電子媒体の使い方授業 学期末懇談	相談窓口周知 クラス目標の作成 日直の仕事 委員会活動 クラブ活動 児童会行事 家庭訪問 （家庭での様子の把握） きょうだい学年交流 アンケート①の実施 電子媒体の使い方授業 学期末懇談	相談窓口周知 随時いじめ対策会議 ・年間計画の確認 校内研修会 ・学校いじめ防止基本方針の確 認他 市第1回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 校内委員会
夏 季 休 業				校内夏季研修会 ・児童理解
2 学 期	日直のしごと 係活動 クラス・学年遊び きょうだい学年交流 児童会行事 アンケート②の実施 学期末懇談	目標の見直し 日直のしごと 係活動 クラス・学年遊び きょうだい学年交流 児童会行事 アンケート②の実施 学期末懇談	目標の見直し 日直の仕事 委員会・クラブ活動 宿泊行事（林間・修学旅行） きょうだい学年交流 児童会行事 アンケート②の実施 個人面談 学期末懇談	随時いじめ対策会議 市第2回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 校内委員会
3 学 期	日直のしごと 係活動 クラス・学年遊び 児童会行事 きょうだい学年交流	日直のしごと 係活動 クラス・学年遊び 児童会行事 きょうだい学年交流	日直の仕事 委員会・クラブ活動 クラス遊び 児童会行事 きょうだい学年交流	市第3回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 随時いじめ対策会議 ・学校いじめ防止基本方針等 見直し 校内委員会

2. いじめの防止等の取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

いじめがどの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行う。そのため、職員の話し合いや研修に加え、以下のように取り組む。

- ① 学校教育目標「未来を強く生きぬく子どもの育成」をめざす。

「より深く考える子」「豊かな心」「健やかな体」

すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。その際、人権教育の視点を絶えず持ちながら考える。

- ② すべての子どもが、楽しく「分かる・できる」ことをめざした授業を大切にする。

全員が参加して「分かる・できる」喜びに溢れた授業をめざす。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度は、生活指導上の諸問題にも発展しやすい。

- ③ 集団づくり（小グループ・クラス・学年・全校）をすすめる。

学校生活に関する諸問題を解決する活動を学年に応じて自発的・自治的に行う。

全校遊びの活動を通して高学年児童がリーダーシップを発揮し、仲間づくりを進めるとともに、自己有用感がもてるようにする。

- ④ 保護者との信頼関係を大切にする。

保護者会や家庭訪問、連絡帳や電話などを通じて、保護者とも気軽に話し合えるような信頼関係を築くようにする。

(2) 早期発見のための取り組み

いじめ問題是对応が遅れ長期化する中で深刻なものになることから、早期発見・早期対応が非常に重要である。日々児童と接する中で、児童の些細な変化に対しても見逃さないよう意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のために、本校では以下のように取り組む。

- ① いじめに関するアンケートを年間3回実施する。アンケート結果により更に詳細な実態把握が必要になれば、再アンケートや個人面談等の取り組みを行う。（年間計画参照）

- ② いじめに関する相談窓口を設置し、児童・保護者に周知する。（年間計画参照）

- ③ 個人面談を必要に応じて実施し、学級担任が児童の声を聞く。（年間計画参照）

- ④ いじめの未然防止、早期発見、また、いじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに、児童理解、児童指導、学級経営等について、個々の資質を向上させるために、教職員研修会を年間2回開催する。（年間計画参照）

- ⑤ 生活指導朝会や校内委員会、職員会議などで児童生徒の状況について交流する。

- ⑥ いじめや問題行動が発生した場合は、まず学年に相談し、その後速やかに管理職と校内委員会の窓口、必要に応じて生活指導担当にも報告する。

- ⑦ 前日の子どもの様子で気になったことは次の日の職朝で、すぐに全職員に知らせる。

- ⑧ スクリーニング等の方法を用いて、未然防止や早期発見につとめる。

(3) いじめ事案への対処の方法

- ① いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対応担当教員を中心とする組織的な対応を行う中で事案の事実確認と適切な指導を進める。事案の解決を図るに当たり、市教育委員会との連携の下、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。

- ②被害児童及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。
児童の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、児童との信頼関係に基づく教員による対処や、また、スクールカウンセラーの活用等も検討する。被害児童保護者との連携を密にし、事案解決を図る。
- ③加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害児童保護者に協力を求めながら、自ら行ったいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- ④いじめが起きた集団に対しては、被害児童及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対処する。
児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事案への対応

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童及びその保護者に適切に説明する。

3. 方針等の見直し

いじめ対策会議において本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

『大東市におけるいじめ重大事態対応のフロー図』

